

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年5月24日

金曜日

第5234号

目次

告 示	
○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	1
○保安林の指定の解除予定	2
公 告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	3

告 示

富山県告示第228号

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更後の業務を行う事務所の所在地	変更前の業務を行う事務所の所在地	変更しようとする年月日
一般財団法人ベターリビング	東京都千代田区富士見二丁目7番2号、愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号、大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号	東京都千代田区富士見二丁目7番2号、愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	令和6年7月1日

(建築住宅課)

富山県告示第229号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村草嶺字向山3の5・利賀村押場字向山6の4（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第230号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村草嶺字南山3の10・3の11・5の3・5の12（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和6年5月15日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和6年5月24日から令和6年9月24日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由